

# 記入例

## 玉城町物価高騰対応重点支援地方交付金 (総合経済対策) 交付要件確認書

玉城町物価高騰対応重点支援地方交付金(総合経済対策)交付要件確認書  
玉城町物価高騰対応重点支援地方交付金(総合経済対策)交付要件確認書  
均等割の課税状況に基づき、交付対象となる世帯を調査し、以下の内容を確認して、令和7年2月

以前に臨時特別給付金を受けた世帯主様の登録口座が記載されています。この口座へ振り込む場合は申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)のみ添付してください。

6年度の住民税  
らせします。

交付方法	口座振込
交付口座	〇〇農協 〇〇支店 普通 000000
交付額	30,000
※空欄の場合は【受取口座記入欄】へ記入してください。	

必ずご確認いただき、該当される場合のみ✓を入れてください。  
※ひとつでも該当しない場合は対象外となります。

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェックしてください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	① 世帯の全員が、住民税が課税されています。
<input checked="" type="checkbox"/>	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 年度中に、同交付金を受けていません。

※①から③の全てにチェックがある場合に限り、交付対象に該当し、交付金が受け取れます。  
(いずれか1つでもチェックがない場合、交付対象に該当せず、交付金を受け取れません。)

※本交付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は交付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	玉城 花子	確認日	令和 7 年 〇 月 〇 日	連絡先電話番号	58-〇〇〇〇
-------	-------	-----	----------------	---------	---------

### ↓↓↓必ず以下へ振込先口座

上記事項を確認後、世帯主氏名・確認日・日中連絡可能な連絡先をご記入ください。

下記の口座への振込を希望します。(長期間入出金のない口座は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。)  
【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カタ) ※通帳の表記に合わせてください
〇△	〇△	①普通	××××××××	タマキ ハナコ
金融機関番号	店番号	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	カタ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※	てください

上記交付口座が空欄の場合は□に✓を入れ、受取口座記入欄へ口座情報を記入してください。

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、現金で受け取ってください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 交付金の（ 確認・請求 受給 確認・請求および ）を委任します。			日中に連絡可能な電話番号 ( )	署名 世帯主氏名

表面交付口座の欄に口座情報が記載されていない場合は、『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』と『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』を添付してください。

## 提出書類貼付け欄

<b>提出書類</b>	添付書類がすべて揃っているか☐を記入し、ご確認ください。
<input type="checkbox"/> 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』 ※申請・請求者の通帳（表面）、 年金手帳、介護保険証（裏面）の写し（コピー）を添付してください。 ※代理人申請の場合は代理人分の写し（コピー）を添付してください。	提出書類に不備がないかチェックをし、確認をしてください。 ※代理人申請の場合は代理人分の写し（コピー）を添付してください。
<input type="checkbox"/> 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』 ※いずれか1点 ※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。 ※表面交付口座に記載されている口座と同じであれば添付は必要ありません。	
<b>注意事項</b>	必ずお読みください。
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、交付対象となりません。 ※確認内容が誤っている場合は交付金の返還を求める場合があります。住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。 ※表面の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、定める期限までに必要な修正が行われない場合、本交付金の交付を辞退したとみなします。	